

戦後広島市の「復興」と被爆者の視点 —
『中国新聞』の記事を史料として—

桐谷, 多恵子

(出版者 / Publisher)

法政大学国際文化学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

異文化. 論文編 / 異文化. 論文編

(巻 / Volume)

7

(開始ページ / Start Page)

127

(終了ページ / End Page)

148

(発行年 / Year)

2006-04-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004529>

戦後広島市の「復興」と被爆者の視点

——『中国新聞』の記事を史料として——

桐谷多恵子
KIRIYA Taeko

はじめに

筆者の研究テーマは、戦後広島市の復興がはらんだ問題を、被爆者が違和感として抱いた「復興」への批判に焦点を据えて考察することである。(本稿は、2005年2月に広島市立大学大学院に提出した修士論文の一部を加筆、修正したものである。)

本論文では『中国新聞』の記事を基本史料とし、諸研究文献も含む多くの二次史料にもよりつつ、上記の研究課題達成のための試論を提示したいと考えている。具体的には、考察の対象を1946年から1950年にいたる広島市企画の8月6日の復興行事にしほり、それらに関する記事一切を、内外情勢を背景に検討することにする。

以上の問題提起を一層明らかにする目的で、研究の動機、対象時期限定の根拠および先行研究に関して、なお若干の説明を行っておく。

筆者は2003年4月から2005年3月まで広島市立大学大学院国際学研究科修士課程在学中に、広島で原爆生存者の証言収集にあたった。その際「広島は大変綺麗な都市で、被爆の影もないほどすっかり復興しましたね。」という筆者の言葉に、高齢の被爆者たちは「広島なんて、全く良いところじゃありませんよ。昔の方がよっぽど良かった。」と強い口調で返した。単に原爆により全

てが破壊されたという嘆きにとどまらず、その後の復興に対する強い違和感も存在するように感じた。さらにその後広島で被爆者の証言を集めていた際に、幾人かの被爆者から広島市の「復興」に対する違和感を耳にする機会が度々あった。たしかに諸文献を参照しても、詩人栗原貞子は自身の著作の中で、「被爆者を片隅に押しやり他県の資本が侵出している国内植民地的な広島の都市」¹と戦後の広島の復興を描写しているし、作家の大田洋子も『夕風の街と人と』（三一書房、1982年）において、被爆者である主人公と新聞記者との会話のやり取りを紹介し、被爆者の日常生活から見た広島市の「復興」に対する違和感を示している。

次に本論文において1946年から1950年の5年間の時期に検討の対象時期を限定する根拠は、この5年間で、被爆者が最も肉体的、精神的及び経済的に行政当局に支援を求めた時期であったにも関わらず、この期間は占領軍によるプレスコードにより被爆者は原爆被害を訴えることができなかったという厳しい状況が存在したからである。また日本政府も戦後の急速な「復興」政策のもとで被爆者への医療面や生活面での援護は行わなかったのがこの時期である。

以上の研究課題と関連した先行研究は、すでに幾つか存在している。とくに問題設定全般に関わるものを挙げると、宇吹暁による考察がある。また先行研究とは別に、広島市が編纂した市史が存在し、復興過程全般に関して網羅的ではあるものの被爆者の立場との緊張関係への目配りを欠いた行政側からの記述になっている。それに対し、宇吹は、『平和式典の歩み』（財団法人広島平和文化センター、1992年）において、広島市の復興行事の概史を、広島市が行った復興祭、式典などを中心にまとめており、問題の所在に関してきわめて有益であるが、被爆者の「違和感」に関して歴史的与件に基づいた考察が特になされているわけではない。

論文は以下の3つの構成で進める。最初に、何が被爆者の「違和感」の対象となったかという設問を念頭におきつつ、被爆後の広島市の軌跡を「復興」の歩みに焦点を当てて、広島市史などの行政側の史料から概観する。その際「広島平和記念都市建設法」が公布される1949年8月を境に、1946年から1949

年と、1949年から1950年との二つの時期に分けて考察する。同法は、「この特別法により、それ以後の広島復興は急速に進められることとなった。」といわれるように、戦後広島復興の「復興」を概観する上で分岐点となっているからである。

次に、被爆者の「違和感」の内容を具体的に探求するために、1946年から1950年の5年間の8月6日の諸行事を報じた当時の『中国新聞』の記事を検討する。ここでは、被爆者が占領下でどのような処遇を受けてきたのか、彼らが救済を求めた問題は何であったのかを、特に被爆者の目に映った8月6日の行事に関する印象に注意を向けることによって明らかにしていきたい。1946年から1948年の時期については、被爆者への占領軍の対応は極めて厳しいもので、アメリカが投下した原爆の残虐な実相を外部に漏れないように被爆者の原爆被害に関する報道を一切検閲し、弾圧した事実がある。その為に被爆者は、地元紙である『中国新聞』にさえ、被害を掲載出来ず、被爆者の声が伝えられる機会は奪われた。しかし、東西冷戦の対立が激しくなり朝鮮戦争が始まる1949年から1950年になると、これまでアメリカが行ってきた被爆者に関する報道管制状況は一変した。1949年あたりから、アメリカは、被爆者の原爆被害に関する声を報道することに寛容になり、積極的に原爆の被害を語る被爆者の声が紙面に登場するようになる。以上の点に示されるように、『中国新聞』の記事を読み取る中で、1946年から1950年の5年間に、被爆者の立場と占領軍、日本政府、広島市の行政当局などの被爆者に対する対応が大きく変化していった過程を把握する。

そして最後に、市史や『中国新聞』の記事から明らかになった緒事実を補完する作業として、被爆前から広島市で生活をしてきた被爆者が被爆後の生活の中で、広島市からどのような処遇を受けたのかを語る資料を原爆文学などから取り上げ、被爆者が「8・6」の諸行事や「復興」に対して抱いた「違和感」を示していきたい。

1 広島市の行政刊行史料²に見る戦後広島復興の「復興」

広島市史には、広島平和記念都市建設法の制定までの4年間の「広島市の

復興の苦悶時代」と記されており、法案成立後は「建設時代」と表現されている。「この場合広島復興は、たんに戦前の広島を再現することを意味せずして、新しい平和記念都市建設の土台をつくる努力であった」、「広島は、もはや復興の時代というよりは大広島の建設時代にはいる」³という広島市史の記録からも1949年8月の「広島平和記念都市建設法」公布が広島市「復興」の分岐点となると考えることは一応認めてよいであろう。そこで、以下においてはこの見方に基づき主に当時の浜井広島市長の回顧録を中心に1946年から1949年までの時期と「広島平和記念都市建設法」成立から1950年までの時期に分けて考察する。

1-1 1946年～1949年：「財政難で都計進まず」

1945年11月、市議会において復興委員会が組織された。同年12月には、市の町内会長によって広島市戦災復興会が組織された。当時、広島市長の浜井信三は回顧録の「広島市政秘話」（浜井信三、出版年不明）において、財政難の中で復興資金の獲得を模索したと述べている。行政側は「復興」の資金繰りに没頭し、市長や市議員は政府に補助金の要望を提出した。その背景には「被爆後1～2年の被爆者の生活は、多くの人が住む家もなく、着る服もなく、飢餓と原爆による傷病に苦しめられ、物心ともに悲惨この上ない状況」⁴があった。一方政府側は国としても財政窮乏のおりであり全国に120の戦災都市があるので、広島にのみ十分な補助金を出すことができないとして要望を却下した。

以上のような状況の中1946年に一市民の柿原政一が「復興事業に着手するまでに、一度公式に戦災者の供養をしなければいけない。いまだに市中には幾多の死体がガレキの下に埋っているはずだ。その死体の整理と、犠牲者の供養をしないで、復興事業を始めるということは絶対に間違いだ」⁵と広島市役所に申し入れた。このことから、市民は「復興」を優先とし、被爆犠牲者の弔いを第二義的にした「復興」に対して当初から疑問を持っており、なおかつ供養を望む市民の声に行政側も直ちに対応せざるを得なかった諸事実が判明した。この市民の声によって、中島の慈仙寺の鼻に「戦災死没者霊供養塔」が建設された。

1947年4月、新地方自治法に基づく最初の市長選挙が行われ、浜井信三が初代公選広島市長に就任した。浜井市長は当時を「市長就任以来、日夜私が腐心した問題は、なんと云っても復興財源獲得の問題であった」⁶と回顧している。1948年2月、市から広島財務局に旧軍用地無償払い下げの申請が提出され、1948年4月には市内各層代表者からなる「旧軍用地払下期成同盟会」も結成された。しかし、旧軍用地無償払い下げの実現は容易に進展しなかった。最大の難関は、国有財産処理法の存在であって、同法によれば国有財産の無償払い下げは許されなかったからである。そのため、財源確保には特別法の制定が必要であった。そして旧軍用地払い下げ運動は、特別法の制定運動へと一転した。戦災復興立法では、他の戦災都市と同じ戦争による被害であるとして、特別な財源は得られなかった。「広島市だけの原爆都市の復興のための国庫負担ということを一応おさえまして、世界平和都市建設のために国が一切の援助をするという形にする」⁷ことが当初の目的であった。この結果生まれたのが広島平和記念都市建設法である。浜井市長の法案成立「秘話」には、GHQ（連合国最高司令官総司令部）の承諾を得てから「運動はすこぶる順調に進み、大体の見通しもついてきた」⁸とある。GHQの国会担当官である「ウィリアム」(Williams, Justin)⁹に特別法の起草案を提示すると、「国会から法案の承認を求めてきたら、私自身がマッカーサー元帥の所に行って、サインをもらってくる」¹⁰と賛成を得た。その後、浜井市長が「民自党の星島二郎氏に会って協力を依頼した時、星島は『それはよいことだと思うが、お濠端（GHQのこと）が承知しないだろう』と言ったが、浜井がウィリアムの了解は得ている、と述べると、星島は「それならできるだけだろう」と答えた。そして、「広島平和記念都市建設法」は衆議院、参議院ともに満場一致で可決された。¹¹

1-2 1949年：「広島平和記念都市建設法」制定

「広島平和記念都市建設法」が制定されたことで復興計画の財政難が解決した。同法は、7か条の本文から成立しており、「恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴として、広島市を平和記念都市として建設することを目的」（第1条）とし、国または地方公共団体は、広島を平和

記念都市として建設するために特別な援助をしなければならぬこと等を規定している。¹²そして1949年度、国の追加予算として復興補助金が2000万円増加され、1950年度予算では、他の戦災都市とは別に広島・長崎復興事業補助金として国からの補助金2億5000万円が計上（その3分2を広島に配分）され、戦災復興事業への補助率も広島・長崎にかぎり従前の2分の1から3分の2に引き上げられた。広島市史に述べられている通り、「この特別法により、それ以後の広島の復興は急速に進められることとなった。」¹³この特別法により、爆心地一帯の中島公園と元安川対岸細工町（原爆ドーム周辺）約3万7000坪を平和記念公園と定め、公園内に平和記念館・記念碑等を設けることが計画されたが、同公園の整備は早くも1950年度中に6300坪近くが完了した。公園内の施設としては、慰霊碑と呼ばれる広島平和都市記念碑が1951年度に着工して、1952年8月6日に除幕式を挙行し、その中に原爆死没者の名簿が納められた。ついで1955年には5月に平和記念館、8月に広島平和記念資料館が完成し、地元財界人の寄付で同年2月には公会堂も完成した。¹⁴以上のように広島市は「広島平和記念都市建設法」の制定から、「大広島の建設」のために様々なモニュメントの構築に資金を費やしていった。建設を重視した「復興」は、やがて市民の暮らし、生活空間を基にした「復興」とは隔たりのある、不自然に思えるほど綺麗に整備され、空間の広がった大きな平和公園を作り出した。1950年代には、市長選における「百メートル道路論争」¹⁵や、住民に対する強制立ち退き問題など、広島市の「復興」の方向性が益々市民の望んだ生活空間を「復興」する事とは遠ざかっていった。

2 中国新聞に見る戦後の「8・6」（1946年～1950年）

被爆者の「違和感」の内容を具体的に検討するために、1946年から1950年の5年間の8月6日の諸行事を当時の『中国新聞』の記事から明らかにする。ここでは、被爆者が占領下でどのような処遇を受けてきたのか、彼らが救済を求めた問題を、特に被爆者の目に映った8月6日の行事に関する印象を示す記事から明らかにしていきたい。

2-1 1946年：占領下の「平和復興祭」

1946年4月に、広島市町会連盟が原爆1周年を記念し平和復興祭開催を計画し、6月には広島県商工経済会、広島市本通商店街復興協議会により世界平和記念祭プログラムが作成され広島市に建議された。7月、広島市は市民の声に呼応し8月6日を中心に平和復興祭の開催計画に着手した。8月5日に広島市町会連盟主催により広島市平和復興市民大会が広島護国神社跡（現在、広島市民球場付近）で開催され、約7000人が参加した。8月6日には広島市宗教連盟広島県支部主催の戦災死没者1周年追悼会が開かれ、慈仙寺の鼻の新築礼拝堂において神道、仏教、キリスト教、教派神道の順序により約6時間にわたり慰霊が行われた。¹⁶ これらの復興祭や追悼会は占領下であったために東京のGHQや呉の地方軍政部の許可を受けねばならず、GHQにより反米的言論とみなされる行動は一切禁止という監視のもとで行われた。

この年の8月6日前後の新聞に目を通すと、「天降る平和の序曲」、「けふぞ巡り来ぬ平和の閃光」、「広島市の爆撃こそ 原子時代の誕生日」、「米日合作都市恩讐越えて再建せん」、「広島復興祭・最高潮へ」、「あの日から再び迎へたアトミックデー八月六日」などの見出しが大きく紹介されている。被爆1年後の被爆者の厳しい生活状況や原爆症に苦しむ様子は削ぎ落とされていた。被爆者の声は紙面で紹介されないが、アメリカの科学者連盟会長の談は掲載され、原子力を賛美し原子爆弾の兵器と原子力の平和利用を結びつけ、米国側から見た8月6日をカタカナ「アトミック・デー」と表現し新聞で記している。これらの記事から、占領軍であるアメリカの立場への配慮から原爆被害の実相が掲載できない厳しい占領軍下の広島の情勢も読みとれた。

2-2 1947年：「平和祭」と「復興」の遅れ

1947年4月、戦後初めて民選による新市長に浜井信三（元市長の助役）が当選した。NHK広島中央放送局長の石島治志は、「被爆市民の平和への意志を全世界に公表するために」¹⁷ 平和祭開催を構想し、浜井市長に提唱した。石島は、広島観光協会においても提唱した。また、広島商工会議所内でも平和祭開催の機運が高まっていた。そして、浜井市長は米軍軍政部に平和祭開催の打診を行い、占領軍の賛成を得た。

6月20日には、広島市役所、広島観光協会、広島商工会議所の三者により会長を浜井市長として広島平和祭協会が設立された。広島市を世界平和実現の原点にしようとする願いから、毎年8月6日に「平和祭」を挙行し、市長が「平和宣言」を行うことなどを決定した。

8月6日、慈仙寺の鼻の広場において新設の木造平和塔を中心に平和祭が開催された。¹⁰

この年の8月6日前後の記事では、「思い出新たに迎う ピカドン二周年 原子医学は世界一」、「平和への導火線」、「アトミック・シティ」、「平和広島建設の力」、「歓喜でもみくちゃ こぞり讚う巷の晴れ姿」という記事が並び、広島が原爆を落とされたことにより、平和都市として生まれ変わりつつある姿を原子力の平和利用の「希望」と結びつけて明るい未来へ歩みだしているという印象を受けた。

8月7日の2面の記事では、母子が祈りを捧げている写真が大きく掲載されている。この母子がどこで手を合わせているのかは不明であるが、二人の後ろに写る景色が被爆後2年の歳月が流れているというのに、瓦礫ばかりで、その背景から原爆の凄まじい威力と復興の遅さがまざまざと映し出されている。そしてこの2面の中央には、盆踊りを楽しむ人々の写真が載り、「歓喜でもみくちゃ こぞり讚う巷の晴れ姿」との見出しで平和祭の盛り上がり紹介されている。写真の説明には、「広島新天地の娘さんたち七十余名あでやかな衣しょうに花がさをかざし“ピカツと光った原子のたまにヨイヤサー、飛んで上がって平和の鳩よ」と平和音頭を踊りながら銀座通りを練り歩く」と書かれている。また「横川、観音と至るところで盆踊がおこなわれ休みどころか徹夜で踊りまくろうと意気まっていた」とあるが、2-4や3で見るとように被爆2年後の広島では被爆者のひとびとは8月6日をこのようなお祭り騒ぎで迎えることはできなかったのではないのだろうか。この年の紙面にも被爆者の声を紹介されていないので、被爆者の心情は新聞からは読み取ることができない。現実には被爆者の望む復興が遅れていたことと記事の内容との懸隔が、1947年の特徴であると考えられる。

2-3 1948年：「ノー・モア・ヒロシマズ」の掛け声

広島キリスト教会連盟委員長の谷本清は、1947年10月、宗教連盟中国地区大会において、8月6日に世界平和を祈る運動を提唱した。谷本の呼びかけは、1948年3月にUP特派員サフォード・ポーツ記者により「ノー・モア・ヒロシマズ」（ジョン・ハーシーの広島ルポより）のアピールとして報道された。

6月に広島平和祭協会は「世界平和運動に主力を注ぐ」意図のもと、広島平和協会と改称された。具体的な活動には、平和宣言を恒久的なものとし、浜井市長は、世界の160都市の市長にメッセージを送ることにした。8月4日から袋町小学校を会場として展覧会が開かれ名画400余点が展示され未曾有の盛観を示した。平和と供養の造花は、産業美術家協会に試作が依頼され、7月には市内の学校の教師に作製方法の講習会が実施された。市民は平和式典にこの造花をつけて参列し、約1000人が式典終了後に平和広場から市役所前に向け花行進を行った。¹⁹ 8月6日、平和祭式典が前年と同じ平和広場で挙行された。この平和祭式典が現在の平和慰霊式典の原形となり、この年に初めて市長による平和宣言が行われた。²⁰ つまり、この年から市民を動員し、盛大な平和祭式典を開催する取り組みが始まった。

この年の目立った見出しや記事は、「ノー・モア・ヒロシマズ」、「驚異の復興」、「原子力時代」、「原爆名所 13景」、「日本全体への報復」、「聖地ヒロシマ」、「アトム・ヒロシマ」である。

8月7日1面では、英連邦軍司令官ロバートソン中将の記事が紹介されている。「この度の惨劇の原因は、日本国民自身にあることを思い起こさねばなりません。開戦布告を与えずに日本は裏切りのに英連邦諸国民ならびに米国民を襲撃し、その国民に非常な痛苦を与えたのでした。広島市が受けた懲罰は戦争遂行の途上受くべき日本全体への報復の一部とみなさねばなりません。」このようなメッセージをロバートソン中将は平和式典に送っている。ここで注目すべきは「広島市が受けた懲罰」、「日本全体への報復」という言葉であり、平和祭式典で掲げた「ノー・モア・ヒロシマズ」のスローガンに対する解釈が違いながらも、照合するという奇妙な事態が起こっている。広島市側は「被害を二度と繰り返したくない」という解釈で用い、これに対しアメリカ

カは「被害を繰り返したくなければ、懲罰を受けるような事を二度と繰返すな」という意味を込めて「ノー・モア・ヒロシマズ」という言葉を使用しているのだろう。8月7日の2面の記事では、「約千名の若々しい花行列は午前九時半慈仙寺の鼻供養所前を発った、平和と供養の象徴たる純白の造花をそれぞれ胸に八丁通りから本通りをねり市街地へと堂々の形をつらね、高らかな意気を示した。」と書かれ、この年の式典は前年のお祭り騒ぎの延長上に、市民挙げての大きなイベントとして変貌していく様子が読み取れる。

2-4 1949年：「平和記念都市建設法」と被爆者の「違和感」

1949年5月、「広島平和記念都市建設法案」が第5回国会衆参両院で満場一致で可決された。6月には広島平和協会が「恒久平和の念願と人類文化の向上」という目的を明示し、「恒久平和」をモチーフにしたポスターを作った。式典招待状を全国都道府県知事、268都市長および県内全市町村に郵送し、海外161都市には、浜井市長のサイン入りポスターを送った。

8月6日、平和式典は前年とは異なり市民広場の児童文化会館前広場で開催された。この年の式典は、平和記念都市建設法公布の記念行事として行われ、米英人80人、県選出国議員ら来客100余人、市民約3000人が参加した。²¹ 平和式典の催しは数多いが、前年の花行進のような派手なものは見当たらない。

この年では、「平和都市建設の聖業を思う」、「アメリカ大統領へ 広島市から」、「復興一路・広島表情」、「“世界のメッカ”建設」、「悲願の平和都市生る」、「広島苦難にみちた復興状況」といった見出しや記事が並び、「平和記念都市建設法」制定により急速的に復興が進んでいるような内容と、全く復興が進まないといった矛盾した記事が目立ち、混乱した広島状況を読み取ることができる。

この年になって初めて、被爆者の平和式典に対する「違和感」が取り上げられるようになったことは、特筆に値する。8月6日の2面においての「民声」というコラムの欄で「原爆の日に」という見出しで「毎年原爆の日に本当に物足りなく思いますのは、私たち原爆のため傷を受け、ちょっとでもあのおそろしい日を忘れ得ぬ者にとって何一つ慰めるものがないことです。現在身

をもってあの災厄にあった人が果たして幾人あるでしょうか。例年のお祭り騒ぎが出来るのは本当に第三者ばかりのように思います。せめてこの日一日だけでも原爆者をたのしませるプランを考えていただけないのでしょうか。(広島市□町・松村きよ)〔□判読不能〕と被爆後4年目にして、初めて被爆者の赤裸々な思いが記されている。既に明らかにしたように、この年までの8・6はまさにお祭り騒ぎであり、被爆者の要望や思い、日常生活での苦しみや悲しみなどが全く組み込まれていなかった。「民声」という欄を作り、被爆者の声を紹介したのは、おそらくこのような声が広島のいたるところで、ひしめいていたからではないだろうか。他にも被爆者ではないが、日々被爆者と関わりながら被爆者の思いを汲み取りたいと考える広島市民の声も紹介されている。この年は、建設法制定により「悲願」の復興がようやく大きな一歩を踏み出すことに、市当局や議員は大きな期待をよせる一方で、被爆者の市民にとっては、日々「あの恐ろしい日」であった8月6日の体験の魅りの中で、思い描く広島の復興と行政側の進める「復興」に益々違和感を深めていったことが読み取れた。

2-5 1950年：式典の取り止め

1949年4月、パリとプラハで第1回平和擁護世界大会が開催された。これを契機に世界の平和運動家を中心に世論の広島への関心が高まった。1950年3月の平和擁護世界大会常任委員会第3回総会で採択された、原子兵器禁止を呼びかけたストックホルム・アピール支持運動は、広島・長崎の被爆運動を全面的に掲げて展開されていた。既に原爆開発を巡り、国連ではアメリカとソ連の対立が顕在化しており、この時期までアメリカは核実験を少なくとも太平洋上では五回実施している。こうした世界の情勢を受けて、6月には広島市は第4回平和祭の計画案を作成し、その当時、県や市を含めて平和擁護大会が開かれる予定であった。しかし、8月2日、式典の4日前に広島平和協会常任委員会が突然平和祭の中止を決定した。これは「(中国地方) 民事部ならびに国警本部県管区本部長、市警本部長との交渉」の結果なされた決定であり、これにより広島市が平和式典への協力を辞退し、8月6日の行事すべてが禁止された。広島市警察本部は、「反占領軍的または非日的と認められ

る集会、集団行進、あるいは集団示威運動を禁止する方針を決定」し、8月5日、全市に「平和祭に名を借りる不穏行動に乗るな——知らずして犯罪に問われるな」というビラを配った。²²

この年の平和式典前後の『中国新聞』の記事には「原爆五周年と平和祈念」、「北鮮軍の『いわれなき侵略』」、「静かなる祈りに明け暮れるこの日」、「犠牲を献げたか?」、「平和祭の取り止め」といった見出しや記事が並び、これらから、朝鮮半島での戦争と広島「平和」を関連付け、軍事的緊張感があり、核保有や投下を正当化するような意識醸成の傾向があるように感じた。

8月6日の社説には「原爆五周年と平和祈念」という見出しで、「朝鮮においては、北鮮軍の『いわれなき侵略』によって不幸な戦いが連日繰返されている」「一日も早く終結し、われわれの望む真の恒久平和の訪れることを切望する」と朝鮮戦争について言及している。そして「平和投票署名運動というようなことが、赤旗のもとに展開されているようであるが、こうした戦略的な示威運動や、あるいは踊ったり唄ったりするお祭り騒ぎは絶対につつむべきである」と記し、はっきりと反共産党を唱えていることが分かる。

6日の2面には、長崎で被爆した永井隆の文が紹介されている。「犠牲を献げたか?」というタイトルで、原爆で亡くなった人々は「平和をもたらすための犠牲」であったとし、「あの犠牲によって得られた世界平和を、次に保ち続けるためには、別の新しい犠牲が必要であったはず」だと述べ、「別の新しい犠牲を私たち自身が献げ、新しく祈り直すべき」だとし、日本人に対して朝鮮戦争に積極的に関与すべきだと述べている。この点に関しては先述した「ノー・モア・ヒロシマズ」におけるアメリカの解釈と関連してくるのではないだろうか。つまり、原爆は懲罰ゆえに受けた被害であり、二度と同じ被害を受けぬよう行動していくこと、それはアメリカの唱える反共産主義に連なっていくことを示していると考察する。

6日の3面では「民声」欄に「平和祭の取り止め」という見出しのもと、広島市民の声を紹介している。ここでは平和祭式典がこの年に中止されたことに関する内容が紹介されている。

「五度原爆記念日を迎えるに当たり記念日としてのお祭り騒ぎ的なことがすべて取り止めになったことを知り、思わず安心した気持ちになりました。私は満州からの復員者ですが、毎年迎える記念日の行事があまりお祭り騒ぎに過ぎるので、これが肉親を失ってあとに残った人々なのかと意外に感じていました。原爆で犠牲になった人々異境に非業の運命に会った人々などに、祈りを捧げるべきでしょう。市の□□の人たちが今少し早く気付かなかったことをむしろ意外に思います。〔□判読不能〕、「記念日には全市一せいにサイレンを吹鳴らして黙祷を捧げることに決定したことに対し、実に当を得た処置であると思う一人である。私の一人息子も建物疎開で勤労中災害を受け、その夜両親がありながら最後の水を貰わず他界した。それとも知らず私は子供の安否を尋ねて市内を□□したが、あの状況はまさに地獄絵、われわれは平和祭と銘打ってのお祭り騒ぎは、絶対に反対である。むしろ在りし日を偲んで、敬けんな祈りをささげることが、亡き人と遺族へのせめてもの思いやりであると思う。〔□判読不能〕」と、それぞれ異なった市民の意見が述べられている。

以上のような投書を市民の声を象徴するものだと捉えると、また3で紹介する被爆者の意見にも示されるように、式典中止決定の要因を被爆者の平和式典への「違和感」の声を行政側が無視できない状態になっていたと考えられるのではないだろうか。同時に、記事の至るところでは共産主義への批判が激しい文言で書かれ、当時東アジアで起こっている米ソ冷戦の対立に基づく緊迫した時勢の中、「恒久平和」強く願う広島市民、特に一部の被爆者による言動が、共産党と結びついていると一面的に受けとめられ、式典を控えさせる原因にもなっていたように思われる。これらの点については更に検討を加えていきたい。

1946年から1948年の3年間においてアメリカ占領軍は、原爆の残虐な実相を外部に漏れぬよう原爆（放射能）被害に関する報道を一切検閲し、弾圧した。そのため被爆者は、地元紙である中国新聞にさえ、放射能被害を掲載出来ず、被爆者の苦しみが伝えられる機会は奪われた。

1949年から1950年は、東西冷戦の対立が激しくなり朝鮮戦争が始まるころ

であり、この時期アメリカが被爆者への報道管制の対応を一変させた印象を受ける。なぜなら原爆被害に関する声が公然と伝えられ、積極的に原爆の被害を語る被爆者の声が紙面に登場するのである。このように1946年から1950年の5年間における被爆者の立場と被爆者に対する対応が、大きく変化していることがこの年の『中国新聞』に明らかとなった。

3 被爆者の「復興」に対する「違和感」

本章では、市史などの行政側の記述や『中国新聞』の記事に現れなかった被爆者の市民の実態や意識について、被爆前から広島市で生活をしてきた被爆者が被爆後の生活の中で、広島市からどのような処遇を受けたのかを語る資料を証言や手記などから取り上げ、被爆者が8月6日の諸行事や「復興」に対して抱いた「違和感」を示していきたい。

3-1 「復興祭」「平和祭」に対して

「復興祭」や「平和祭」に対して被爆者たちはどのように感じていたのだろうか。被爆者との面接の際に当時の状況や生活を背景にし発せられた言葉の一部を紹介したい。

「(被爆1年後に)『復興祭』というものの自体が開かれていたことすら知らなかった。とにかく、大変だったんですよ。」²³、「1年後の(1946年の)中心地(広島市の爆心地の周辺)は(元の住民は)死に絶えていた。」²⁴、「被爆の1、2年後は各町内会の至るところで慰霊祭は行われていましたけど、『復興祭』なんて行われていたんですか?」、「一女(広島市立第一高等女学校)の慰霊祭など、それぞれのひとが自分が当時通っていた学校ですとか、関係するところの慰霊祭に出ていましたよ。」²⁵、「『復興祭』ですか?聞いたことはありませんね。私の回りの人たちでは、誰も(復興祭へは)行ってなかったと思います。私は市内のものではなかったので、わざわざ(8月6日に市内へ)行こうとは思いませんでした。」²⁶。以上の証言は、復興祭や平和祭を被爆者が知らなかったり、参加していなかったことが示されている。証言の最後にあげた被爆者は海田市に当時から住んでいる人であるが、広島駅からわずか二駅の、爆心地から7キロほどの距離でさえも、足を運ばないとのことであっ

た。

以上のような被爆者の証言からは、被爆1年後などの広島では通常の生活自体が送れる状況ではなかったことが窺われる。被爆者の日常生活において「8・6」の「復興祭」などの諸行事に関する情報は浸透してはいなかったか、あるいは情報があっても記憶に留めるものではなかったのではないだろうか。多くの被爆者が行事が行われていることすら認知していなかったとすれば、当初の「復興祭」や「平和祭」は被爆者の意識に対応し、それをひきつけるものではなかったと言えるのではないか。

3-2 被爆者から見た「復興」に対する「違和感」

被爆者の「復興」に対する「違和感」については、被爆者である吉川清『「原爆一号」といわれて』に詳しい。以下は吉川の著よりいささか長文になるが引用する。

「1948年になって、とにもかくにも、やっと真面目なく八月六日>がやってきた。浜井市長は、世界160都市の市長にあてて、メッセージを送ったのだった。」「浜井市長のこの平和メッセージに対して、1ヶ月も経つと、世界中の30都市から返信があったと新聞は報じた。世界ははじめて、原爆で破壊された都市広島の市長の声を聞いたのであった。占領下という制約のもとでの精いっぱいのことであった。」²⁷ と、僅かながらも8・6の行事が、被爆者の思いを汲んだものであったと記している。

「<広島平和都市建設法>が公布されたのは、〔1949年〕8月6日のことであった。この日、原爆投下4周年の平和式典が行われた。この法律によって、広島の復興は、財政的な裏付けを得て軌道に乗りはじめるのであるが、前にも書いたように、被爆者の生活は、依然として苦難の中に見捨てられたままであった。」「私は、市役所に浜井市長を訪ねた。市として、原爆被爆者に何らかの救援支援を考えているかをたしかめるためだった。市長の答は、ようやく復興の途についたばかりであって、被爆者の救済にまでは、財政上も手がまわりかねるということであった。私が被爆者訪問によって知った実状をいかに説明しても、市長の口からは、被爆者対策について何ひとつ聞くことができなかった。」として、市に訴えても聞き入れて貰えず、吉川が中心とな

り被爆者が自ら「原爆被爆者の会」を発足したと記している。²⁸

そして、アメリカ人のシュモー博士の個人的な運動により建設された被爆者のための住居は、広島市の高級職員の住宅と化していたことが、市の職員の内部告発文書により明らかになった。被爆したために身体を壊し、働けず貧しい被爆者たちには住む所は無く、川沿いのバラックで暮らすなどの劣悪な状況下で生活を送り、広島市の高級職員が優先的に被爆者のために建てられた住居で暮らしていたのである。²⁹

以上の被爆者の証言は、この時期の緒事実をさらに明らかにする中で裏付けていく必要があるものの、本稿で明らかにしてきたことと関連する内容である。つまり、「広島平和記念建設法」は被爆者のための法律とは言えず、「広島市」の建設的な「復興」が目的であり、被爆者への援護は行われなかったこと、また、被爆者の視点から書かれた戦後史においては、広島市史では言及されていない生活苦や放射能被害による精神的・身体的な痛手が赤裸々に告白されている。

また吉川は、「朝鮮戦争がはじまると、平和は危険思想となった。8月6日は祈りの日とされ、一切の平和と名のつく集会は禁止された。サイレンを合図の黙祷だけが行われることになった。警察は、県下の警察を動員して、8月6日の集会禁止にむけて厳重警戒体制をしいた。しかも、警察の手によってビラがまかれたのだ。ビラにはこう書いてあった。 平和祭に名をかる不穏行動に乗るな——知らずして犯罪に問われるな。」という当時の広島の様子を述べて、「今や<平和>は、犯罪になったのであった。それでも、警官包囲の中で、勇敢にも平和集会を開いた人たちもあった。」と1950年の平和式典取りやめの光景を記している。吉川が記す「警官包囲の中で勇敢にも平和集会」を行った被爆者の峠三吉は、その時の様子を以下のように詩で表している。

「走りよってくる 走りよってくる あちらからもこちらからも 腰の拳銃を押さえた警官が 駆けよってくる 1950年の8月6日 平和式典が禁止され夜の町角 暁の橋畔に 立哨の警官がうごめいて、 「一斉に見上るデパートの5階の窓 6階の窓から ひらひら ひらひら 夏雲をバックに 蔭になり陽に光り 無数のビラが舞い あお向けた顔の上 のばした手のなか 飢え

た心の底に ゆっくりと散りこむ」、「市長が平和メッセージを風に流した平和祭は 線香花火のように踏み消され 公園会、音楽会、ユネスコ集会、すべての祭りが禁止され 武装と私服の警官に占領されたヒロシマ」³⁰

以上のような峠の詩による1950年8月6日の様子の「告発」から、被爆者の平和祭への強い思い入れが読み取れる。これは当初「お祭り騒ぎ」と非難されていた平和祭が徐々に被爆者の思いも汲み込まれるものへと変化していったことを示しているのではないだろうか。しかし、漸く芽生えて来た被爆者の願う被爆者の参加できる平和祭が、平和運動は共産主義と繋がっているというアメリカ占領軍の見解によって警戒されることで、取り止めとなったのである。

おわりに

本稿では、原爆攻撃を受けた広島市が強調する「奇跡の復興」にたいして、被爆者が「違和感」を表明してきた事実と内容を明らかにし、それら「違和感」を当時のアメリカ占領軍、広島市の追悼などの諸行事や都市復興事業の中で分析することで、広島市の「復興」について再考することを試みた。

その結果、広島市が意図し、実施した「復興」と、被爆後の原子野に留まり住み続けた被爆者が描き望んだ「復興」とは、必ずしも一致しなかったという事実が浮かび上がった。

本稿で見てきた戦後の「広島」は、被爆者にとって被爆者不在の新たな「大広島の建設」という見方を生じさせる面があった。1946年から1948年前後までの原爆被害が甚大な時期は、被爆者の体験や苦悩は弾圧を受けて発表されることはなく、1949年前後からアメリカの占領政策の転換と東西冷戦亢進の中で原爆被害を敵に対する威嚇のための宣伝として、被爆者の体験や訴えは、被爆者自身のためではなく、戦後の国際情勢の変化を背景に、アメリカの戦略上、ソ連との新たな戦争のための手段とされた。以上のように国際情勢の広島への影響の現れは、顕著であった。しかも、財政難の中、資金を

得るために日本政府の関心を振り向けさせようと都市計画に没入していく広島市の行政側は、被爆者である市民を無視することはできなかったものの、GHQの反共産主義政策との関係からも平和運動に関わっていく被爆者を「取り締まるべき被爆者」と、そうでない「無害な被爆者」と峻別し始める。アメリカ軍の占領下であったことと、広島市の行政による被爆者への対応によって、被爆者の思いや望みは分断され、広島市の「復興」に直接に反映されることはなかった。

以上本稿で明らかにした緒事実や「復興」を巡って被爆者が抱えた問題に関して、広島市の公文書館所蔵の史料が不足しているため、今後更に検討することで裏付けてゆきたい。

また、広島の「復興」をめぐる諸問題は、長崎にも存在していたことは、長崎に関する研究調査をすすめる中で明らかにしつつある。(法政大学国際文化学部国際文化学科の卒業論文として「現代史としての長崎認識」を提出。) 今後は、戦後長崎市の「復興」を広島市の「復興」との関係性の中で再構成したいと考えている。

注

- 1 栗原貞子『核時代に生きる ヒロシマ・死の中の生』三一書房、1982年、p.66。
- 2 広島市役所『新修広島市史』第1巻（総説編）、広島市役所、1961年。
 広島市役所『新修広島市史』第2巻（政治史編）、広島市役所、1958年。
 広島市役所『新修広島市史』第3巻（社会経済史編）、広島市役所、1959年。
 広島市役所『新修広島市史』第4巻（文化風俗史編）、広島市役所、1958年。
 広島市企画調整局『都市の復興 広島被爆40年史』広島市、1985年。
 広島市公文書館『広島平和記念都市建設法の制定の当時を振り返って——関係者による座談会——』1987年。
- 3 広島市役所『新修広島市史 第1巻 総説編』広島市役所、1961年、p.576。
- 4 広島市衛生局原爆被害対策部『広島市原爆被爆者援護行政』広島市、1996年、p.46。
- 5 浜井信三『広島市政秘話』浜井信三、出版年不明、p.41。
- 6 同上書、p.81。
- 7 広島市公文書館『広島平和記念都市建設法の制定の当時を振り返って——関係者による座談会——』1987年、pp.19-20
- 8 浜井、前掲書、p.87。
- 9 浜井信三は著書の中で「ウィリアム」と記しているが、「『広島平和記念都市建設法』の制定過程とその特質」（石丸紀興、1988年）や、「日本占領研究事典」（思想の科学研究会、1978年）によればウィリアムズ（Williams, Justin, Sr.）とあり、同一人物であるかは、更に検討を要する。
- 10 同上書、p.85。
- 11 同上書、p.85。
- 12 新修広島市史、前掲書、p.572。
- 13 同上書、p.572。
- 14 同上書、p.572。
- 15 これは1955年（昭和30年）の市長選における「百メートル道路論争」を指す。百メートル道路とは、戦争末期に「建物疎開」により作られた、幅員100メートルの広路1比治山庚午線の街路の一部のことである。全長4.78kmのうち、鶴見町から福島町の3570m（架橋部分を除けば3130m）は、その幅員が、100mであったことから、百メートル道路と呼ばれることになった。1955年4月における戦後の3回目の市長公選で、百メートル道路問題が一挙に噴出した。渡辺忠雄は「都市計画の再検討」をスローガンに掲げ、百メートル道路、公園、緑地帯のあり方の再検討を公約した。そして、具体的には、百メートル道路の幅員を半減し、住宅建設する考えのあることを示唆したのであった。このような公約が、当時の市民に歓迎され、よもやと思われた浜

井信三が落選したのであった。ところが、渡辺忠雄は、市長就任後、百メートル道路の幅員を縮小したり、そこに住宅を建てるという公約を実施しなかった。(広島市企画調整局『都市の復興 広島被爆40年史』広島市、1985年。および、石丸紀興『都市形成と都市景観の変貌——広島の歩んだ一世紀——』広島市公文書館『紀要』第13号、1980年。を参照)

- 16 宇吹暁『平和記念式典の歩み』財団法人広島平和文化センター、1994年、pp.7-9。
- 17 同上書、p.9。
- 18 同上書、pp.9-13。
- 19 同上書、pp.14-15。
- 20 同上書、pp.13-16。
- 21 同上書、pp.17-19。
- 22 同上書、pp.19-23。
- 23 原廣司氏 2004年5月から7月に掛け、数回に渡り筆者がインタビューしたもの。
- 24 宮崎仁司氏、2004年8月4日、段原のご自宅にて筆者がインタビューしたもの。
- 25 宮崎れいこ氏、2004年8月4日、段原のご自宅にて筆者がインタビューしたもの。
- 26 古浦千穂子氏 2003年の2月8日に広島市立中央図書館でお会いしお話を伺う。その後2004年6月27日に古浦氏のご自宅にて筆者がインタビューしたもの。
- 27 吉川清『「原爆一号」といわれて』ちくまぶっくす、1981年、pp.120-123。
- 28 同上書、pp.72-73。
- 29 同上書、p.65。
- 30 峠三吉『新装・愛蔵版 原爆詩集』合同出版社、1995年、pp.94-99。

参考資料・文献

1 基本史料

① 刊行史料

- ・広島市役所『新修広島市史 第1巻 総説編』広島市役所、1961年。
- ・広島市役所『新修広島市史 第3巻 社会経済史編』広島市役所、1959年。
- ・広島市役所『新修広島市史 第4巻 文化風俗史編』広島市役所、1958年。
- ・広島市企画調整局『都市の復興 広島被爆40年史』広島市、1985年。
- ・広島市『戦災復興事業史』広島市、1995年。
- ・広島市公文書館『広島平和記念都市建設法の制定の当時を振り返って——関係者による座談会——』1987年。

② 面接

- ・原廣司氏 2004年5月から7月に掛け、数回に渡り筆者がインタビューしたもの。
- ・恵良好恵氏 2004年6月26日午後1時半より恵良さんのご自宅にて筆者がインタビューしたもの。
- ・大石千鶴子氏 2004年6月26日 恵良さんのご自宅にて筆者がインタビューしたもの。
- ・古浦千穂子氏 2003年の2月8日に広島市立中央図書館でお会いし、お話を伺う。その後2004年6月27日に古浦さんのご自宅にて筆者がインタビューしたもの。
- ・宮崎仁司・れい子ご夫妻 2004年8月4日に宮崎さんのご自宅にて筆者がインタビューしたもの。
- ・その他、親しくして頂いた被爆者（夕方の6時前後に基町アパートの前の土手沿いを散歩していて、顔見知りになった被爆者の方々や、広島市内の病院でお会いして、お話をさせて頂いた被爆者の方々）から貴重な体験談を伺ったが、その方々から直接発表することは控えて欲しいとの要望があったので、被爆者の「違和感」を考える上での視座とさせて頂いた。

③ 証言集および回顧録

- ・栗原貞子『ヒロシマの原風景を抱いて』未来社、1975年。
- ・栗原貞子『核・天皇・被爆者』三一書房、1978年。
- ・栗原貞子『核時代に生きる ヒロシマ・死の中の生』三一書房、1982年。
- ・栗原貞子『問われるヒロシマ』三一書房、1992年。
- ・吉川清『「原爆一号」と言われて』筑摩書房、1981年。
- ・浜井信三『原爆市長 ヒロシマとともに二十年』朝日新聞社、1967年。
- ・ヒロシマを語る会『生かされて——ヒロシマを語る会 十年の歩み——』ヒロシマを語る会、1994年。

- ・山代巴『この世界の片隅で』岩波書店、1965年。

④ 文芸作品

- ・栗原貞子『黒い卵』人文書院、1981年。
- ・栗原貞子詩、吉野誠画『反核詩画集 青い光が閃くその前に』詩集刊行の会、1986年。
- ・大田洋子『大田洋子集 第一巻 屍の街』三一書房、1982年。
- ・大田洋子『大田洋子集 第二巻 人間檻襪』三一書房、1982年。
- ・大田洋子『大田洋子集 第三巻 夕風の街と人と』三一書房、1982年。
- ・峠三吉『原爆詩集』青木書店、1952年。
- ・峠三吉『新装・愛蔵版 原爆詩集』合同出版社、1995年。

⑤ 新聞（主要なもの）

- ・『中国新聞』 1945年8月—1951年8月。

2 研究文献

① 研究書および概説書

- ・堀場清子『禁じられた原爆体験』岩波書店、1995年。
- ・荒井信一『戦争責任論』岩波書店、1995年。
- ・長崎の原爆遺構を記録する会編『原爆遺構 長崎の記憶』海鳥社、1993年。
- ・宇吹暁『平和記念式典の歩み』財団法人広島平和文化センター、1992年。
- ・思想の科学研究会編『日本占領軍 その光と影』（上・下巻）現代史出版会、1978年。
- ・中村政則、天川晃、尹健次、五十嵐武士編『戦後日本占領と戦後改革 第4巻 戦後民主主義』岩波書店、1995年。
- ・百瀬宏『国際関係学』東京大学出版会、1993年。

② 論文

- ・石井京子「ストックホルム・アピール署名運動 戦後平和運動の検証」広島市立大学大学院国際学研究科提出、修士論文、2001年。
- ・石丸紀興「都市形成と都市景観の変貌——広島歩んだ一世紀——」、広島市公文書館『紀要』第13号、1980年。
- ・石丸紀興「『広島平和記念都市建設法』の制定過程とその特質」、広島市公文書館『紀要』第11号、1988年。
- ・桐谷多恵子「戦後広島『復興』と被爆者の『原風景』——1946年～1950年——」広島市立大学大学院国際学研究科提出、修士論文、2005年。
- ・桐谷多恵子「現代史としての長崎認識」法政大学国際文化学科国際文化学部提出、卒業論文、2003年。